

「安全・安心まちづくり小委員会報告（骨子）（案）」に関する意見の概要

第1章 はじめに

（安全で安心して暮らせるまちづくりに係る社会経済情勢の変化）

- ・我が国の災害をめぐる背景に関し、我が国はそもそもプレート型の大規模地震の危険性が高いことや、地球環境の持続性が脅かされていることなども盛り込むべき。
- ・「防災まちづくり情報マップ（仮称）」には「安全」と「安心」をむすびつけていく役割があり、安全と安心を同じように使うのではない配慮が必要。安全と安心の概念の違いについて整理すべき。

第2章 安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向けた枠組みの構築

～「防災まちづくり情報マップ（仮称）」の作成・活用～

（1）現状と課題

（災害リスクの高まり等に対応したまちづくりの課題）

- ・「未知の断層の活動による地震の発生や集中豪雨の頻発等、ハザードの増大」とあるが、未知の断層の活動による地震はハザードの増大といえるのか。
- ・災害を取り巻く状況としては財政制約よりも災害の巨大化に着目すべき。巨大地震や大規模水害は発生確率が低いためリスクとしては小さく捉えられる傾向にあるが、首都直下地震等は巨額の経済的損失が想定され、避難等の防災活動のみでなく、建造物の耐震性を高める、土地利用を工夫する等の対策が必要になることを認識すべき。
- ・これまでの都市が発展する過程で、安全性を阻害してきたところも少なからずあったかもしれないが、それをどのようにカバーしていくかということや、まっさらなところにまちづくりをすることではなく、多くは現状に防災上の問題を抱えていて、何とかしてリハビリや修復を行っていくことが課題であるという認識をもう少し書けるとよい。

（2）推進すべき施策

① 防災まちづくり情報マップ（仮称）」の概要と作成の意義

（「防災まちづくり情報マップ（仮称）」の概要）

- ・地方公共団体のどの部局が作成主体となるのか。また、「防災まちづくり情報マップ（仮称）」の作成主体となる地方公共団体内の体制構築が重要。

（「防災まちづくり情報マップ（仮称）」の作成の意義）

- ・「防災まちづくり情報マップ（仮称）」の重ね合わせの趣旨としては、これまで営々と実施してきた施策に着目した上で、やり残したところ、見落としていたことを抽出す

る役割が重要。

- ・対策の実施に当たっては、「個」で対応可能なものと行政でやることの区分が重要。
- ・都市計画との関連では、防災機能を含めた複合的な機能を備えた施設を整備する者に対するある種のボーナスを与える際の情報ソースとしても使えるのではないか。また、防災上の課題を、政治的・行政的に解決することを可能とするため論理的なバックアップ・技術の裏付けとなる「機能評価マップ」のような機能もあってよい。
- ・まちづくりを規制・誘導で動かす場合には、住民に理解されないと進まない。その意味で住民にも情報提供が必要であるといった考え方を明確にしたほうがよい。
- ・災害リスク情報についてはマクロ・ミクロの双方の観点から行政・住民が相互補完的に作成していく必要。それにより住民が地域を再発見する契機にもなる。
- ・行政が保有する災害リスク情報を、住民に分かりやすい形で積極的に開示することで、自助の意識の高い住民の取組み（居住地の選択や家屋の耐震化）等が促進されることが期待できる。

② 防災まちづくり情報マップ（仮称）」の具体的活用イメージ

（都市における課題の抽出と対応策の検討）

- ・長期的トレンドに関することと対症療法が書かれているので、もう少しすみ分けができないか。

③ 「防災まちづくり情報マップ（仮称）」の作成・活用に係る課題

（「防災まちづくり情報マップ（仮称）」の普及等）

- ・どう使えば、どのような可能性があるのかについて広く示すことが「防災まちづくり情報マップ（仮称）」の普及のための生命線といえる。「防災まちづくり情報マップ（仮称）」の重要性を認識し積極的に作成してもらうためには、国の支援が欠かせない。
- ・より分かりやすい名称や地方の情報格差についても考慮すべき。地方公共団体が作成する「防災まちづくり情報マップ（仮称）」について、住民に情報が十分伝わるよう国もポータルサイトを開設し、発信する必要がある。
- ・「防災まちづくり情報マップ（仮称）」を作成するためのマンパワー、期間、費用などと地方公共団体の実状に留意すべき。
- ・災害危険区域については、例えば土砂災害防止法による特別警戒区域を参考に更に使いやすくなるよう検討の上環境整備し、その活用を推進すべき。

（災害リスク情報の効果的な周知）

- ・データの公開の仕方についての工夫（対専門家向け、対住民向けを区分して）が必要である。住民に対する誤解や不安を招かない情報の出し方（危険性を指摘する際に対策をあわせて提示したり、どのような施策を行うとどの程度安全性が高まるのかを目に見える形で示す等）、住民が使い易いような情報の開示の仕方（精度やスケール）、住民に身近なものとして切迫感を伴って伝わるよう分かりやすい情報の提供方法等に

ついて留意する必要。

- ・ハザードマップ等によるリスク情報を住民に確実に認知してもらえよう、不動産取引における情報周知や街路上に浸水想定深を掲示するなどの取組みが重要。

第3章 震災・水害等に強いまちづくり施策の展開

1. 震災対策

(2) 推進すべき施策

①都市防火区画の整備

- ・骨格となる幹線道路の整備だけではなく、生活幹線道路、区画道路等が有する延焼遅延効果、出火危険度の低下効果などにも着目すべき。

④歴史的な景観を有する市街地等の対策

- ・歴史的な景観を有する市街地の整備においては、防災まちづくり組織の育成・活用等による地域力の有効な発揮も重要である。

⑤大規模盛土造成地対策

- ・盛土造成地の地震による被害としては、家屋の被害以外にライフラインが寸断されたり道路に段差が生じるなどにより、盛土部分以外に周辺に居住する人も生活上大きな影響を受ける可能性があることに留意。

2. 水害対策

(1) 現状と課題

(都市の浸水対策)

- ・「防災まちづくり情報マップ（仮称）」によって、本来考慮しておくべきだった堤防が切れた場合の手前の手当をしてくれなかったことが分かるようになり、この機会に見直していく必要がある。

(2) 推進すべき施策

①市街地における浸水を防止する対策

(市街地における貯留浸透機能の向上)

- ・内水・外水の双方の影響を考慮し、雨水貯留浸透対策の効果を高めるためには上下流域が連携し、広域的に施策が展開されるような取組みが重要。
- ・雨水貯留浸透対策の普及に当たっては、雨水利用に関する効果、環境への貢献などがあることについても考慮し、情報提供していくべき。
- ・雨水貯留浸透施設設置に係るインセンティブとして、優れた取組みを行っている地域や企業に対する表彰など、優良事例を周知し、評価していく仕組みも考えられる。
- ・公共施設での雨水貯留浸透施設の整備促進の例として、学校も取り上げるべき。

(農地等の保水・遊水機能の活用・保全)

- ・効果的な土地利用のコントロールを行っていくことに関連し、地方公共団体に限定せず、国や土地改良区など現実的に参画するプレーヤーを記述すべき。

②市街地における浸水から生命・財産の安全を確保する対策

(安全・確実な避難)

- ・大雨災害時の避難のあり方として、従前は広域避難が中心であったが、中央防災会議では「垂直避難」など状況に応じた適切な避難行動を選択すべきとの考え方も議論されている。
- ・高台や高層建物等への避難は、洪水対策以外にも津波、高潮の危険性のある沿岸部の市街地における対策としても共通している。
- ・リアルタイム情報の提供に関連し、近年、XバンドMPレーダーが導入されたことも着目すべき。

3. 総合的な災害対策の考え方

(施策展開に当たっての留意点)

- ・土砂災害については発生頻度が高く、人的・物的被害をもたらすことも多いことから災害対策としての優先度は高いことに留意すべき。
- ・災害リスク情報をまちづくり計画に活用するにあたっては、様々なシミュレーションに基づく結果よりも、どのような前提条件のもとで結果が導き出され、地域がそれをどのように受け止め、選択を行うかという点が重要。
- ・対症療法が取組みが地域全体として、長期的な対策ともなるのではないか。
- ・避難所（小中学校等）、復旧・復興拠点等については、従来は耐水性・耐震性が別々に考慮されてきたが、復旧・復興には長期間かかることを踏まえ、今後は耐水性と耐震性を両立させる対応が重要。

第4章 市街地復興に関する事前準備

(2) 推進すべき施策

(市街地復興に関する準備計画の策定)

- ・「市街地復興に関する復興準備計画（仮称）策定のためのガイドライン」の具体的内容としてどのようなものを考えているのか。
- ・減災の観点に立った平常時からのまちづくりが結果的に復興計画にもつながっていくという視点が重要。

第5章 地域力による安全性の向上

(2) 推進すべき施策

- ・地域力による取組みを契機として住民のコミュニケーションが深化し、幅広いまちづくりや地域活性化にもつながるようイメージを打ち出せるとよい。